

< 7 月 測 定 結 果 >

測定結果については、環境省の「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて」(平成 23 年 6 月 28 日事務連絡)及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法」(平成 24 年 1 月 1 日全面施行)並びに「放射能濃度等測定方法ガイドライン」(平成 25 年 3 月)に従い測定し、埋立処分が可能な基準値である放射性セシウムの合計が 8,000Bq/kg 以下でした。

このため、焼却灰については、従来どおり民間業者の最終処分場へ搬出し、埋立処分を行っております。

測定機関：中外テクノス株式会社 関東環境技術センター

測定方法：ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリー

試料名	試料採取日	項 目		単 位	測 定 結 果
主 灰※ ¹ (焼却不燃物)	R8.7.8	放射能ヨウ素	131	Bq/kg	不検出
		放射能セシウム	134	Bq/kg	不検出
			137	Bq/kg	37
			計	Bq/kg	37
飛 灰※ ² (固化灰)	R8.7.8	放射能ヨウ素	131	Bq/kg	不検出
		放射能セシウム	134	Bq/kg	不検出
			137	Bq/kg	110
			計	Bq/kg	110

※ 1 主灰(焼却不燃物)とは、焼却炉下部より排出される燃えがらのことをいう。

※ 2 飛灰(固化灰)とは、ろ過式集じん器で捕集した排ガスに含まれているダスト(ばいじん)のことをいう。

※ 3 埋立処分が可能な基準値とは、放射性セシウム 134 及び放射性セシウム 137 の合計値が 8,000 Bq/kg 以下をいう。